



福祉・介護人材の確保に向けて就職面談会などを開催し、求職者及び求人事業所の支援を行います。
 本会が運営する施設、事業所などでは、被災地において福祉のサポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援などをとおして、そのニーズに合わせて自立支援に努めます。

2 地域福祉の推進

(1) 県社協地域福祉推進計画の進行管理

昨今の社会福祉の動向として、急速な少子・高齢化の進行などによる地域における様々な福祉ニーズへの対応が求められています。更に大震災後の被災地における地域コミュニティの復興などへ向けた活動の推進や孤立などの今日的な課題への対応も求められており、それらを踏まえ策定した「県社協地域福祉推進計画」を基本に、市町村社協などへ円滑な支援を行います。

(2) 市町村社協などへの支援

地域福祉推進の指針となる市町村が策定する地域福祉計画と連動した市町村社協地域福祉活動計画の策定の支援を行います。また、ボランティアセンターの機能充実に取り組み市町村社協を対象に協働で活動状況の実情把握を行い、生活・福祉課題などの解決に努めます。

(3) 災害ボランティア受入体制整備

大震災の経験と教訓を踏まえて、県及び市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの育成とスキルアップを図るため、災害時の救援活動をテーマに設置運営の訓練や研修会などを実施します。



▲災害ボランティアセンター運営中核者研修

(4) 生活福祉資金貸付などの促進

昨今の厳しい経済・雇用情勢や大震災により、低所得世帯などの生活実態は深刻化していることを十分に踏まえ、市町村社協と連携しセーフティネット貸付として、その世帯のニーズ実態に合わせて生活福祉資金の貸付業務を促進し自立支援に努めます。また、貸付世帯の償還促進のため生活状況などを確認しながら、その状況に応じた償還指導を実施して適正な債務管理を行います。

(5) 介護福祉士等修学資金貸付の実施

質の高い福祉人材の養成確保を目的に、介護福祉士、社会福祉士養成施設などで資格取得を目指す学生に対し、養成施設などと連携し修学資金の適正な貸付を行い卒業後の就労支援に努めます。

(6) 日常生活自立支援（まもりーぶ事業）の充実

この事業の充実を図るため、より身近な地域で住民のニーズを掘り起こし、地域で暮らす認知症高齢者や障害者の方々が安心して福祉サービス利用援助などの支援が受けられるように、基幹型社協への業務委託を促進するとともに、既に委託した基幹型社協に対しては円滑に事業推進が図られるよう継続支援します。

(7) 高齢者の社会貢献活動の推進とスポーツ・文化の振興

宮城いきいき学園5校では、高齢者の生きがい健康づくりの学習や講座などをとおして、ボランティア活動などの社会貢献ができる人材を育成します。



▲宮城いきいき学園

また、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第26回全国健康福祉祭こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）への選手の派遣や宮城シニア美術展を開催し、その振興に努めます。

3 福祉・介護人材の確保と育成

(1) 福祉・介護人材の確保

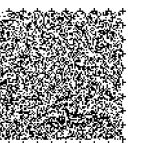
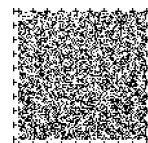
福祉・介護人材確保のため福祉人材無料職業紹介事業による職業紹介と斡旋をはじめ、就職フェアの開催及び就労・定着支援研修などを実施します。また、国の時限的な措置の「介護福祉士等修学資金貸付事業」「福祉・介護人材マッチング機能強化事業」による福祉人材の確保に努めます。



▲福祉の仕事就職面談会

(2) 専門性の高い福祉人材の育成

県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修、喀痰吸引研修などの専門研修や社会福祉情勢を反映したテーマの自主研修を実施し福祉現場などに従事する職員のスキルアップに努めます。



「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指して

～平成25年度 経営理念・経営方針・主な事務事業～

● 経営理念 ●

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティアなどの幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、東日本大震災から2年が経過し、被災地市町では復旧支援から復興支援へ着実に移行していますが、被災住民などの自立・生活再建の道のりは長期化が予想されるため、引き続き、当該社協との連携・協働により支援を行います。

● 経営方針 ●

経営方針としては、次の項目を掲げ事務事業に取り組みます。

- 1 東日本大震災により被災した住民などに対して地域福祉推進の観点から支援を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者などの権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設などの適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

主な事務事業

1 東日本大震災への対応

宮城県社会福祉協議会では、大震災直後から全国社協ブロック職員の派遣応援などを受けて、被災地社協の支援を協働して行いました。昨年度は「震災復興支援局」を新設し、東日本大震災により被害を受けた沿岸部6市5町社協へ職員を派遣し、被災地の地域コミュニティ再生の支援及び仮設住宅などで生活する被災住民などの自立・生活再建に向けた支援を行ってまいりました。

被災地市町は復興に向けて着実に進捗し、自治会も再組織されるなど地域の再生へ向けた兆しは見えてきているものの、仮設住宅などで生活する被災住民の自立・生活再建への道のりは長期化が予想されていることから、

引き続き被災地社協へ職員を派遣し、市町村社協と連携・協働し被災住民などの支援を行います。

そうした中で、被災地圏域の被災住民の世帯のニーズなどに応じて生活福祉資金における生活復興支援資金などの貸付や、福祉サービスの利用援助などを必要とする高齢者や障害者などへの相談・支援を実施するなど、セーフティネット機能を活かし、被災住民の自立支援に努めます。

また、福祉人材センターでは被災地において国の時限的な措置の福祉・介護人材マッチング機能強化事業を活用し、



▲被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）検討委員会



「福祉みやぎ」は、全ページの下部隅に「SPコード」を入れています。これを専用の読み取り装置「スピーチオ」に通すと、紙面に印刷された活字の情報を音声で聞くことができます。高齢者や視覚障害者の方の情報手段として有効です。

